



平成 29 年 1 月 23 日

三条市長 國定 勇人 様

三条市特別職報酬等審議会  
会長 落合 福司



三条市特別職の報酬額等について (答申)

本日、当審議会に諮問された議会議員の議員報酬額並びに市長、副市長及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により任命される教育長の給料額について、景気は緩やかに回復基調が続いているものの一部に改善の遅れも見られ厳しい状況があること、予断を許さない市の財政状況を踏まえつつも、まちづくりにおける特別職の職務、職責に対し一層期待したいことなどの諸般の事情を考慮するとともに、教育長にあっては、他の特別職における職務、職責との比較や他の自治体との給料水準の均衡なども考慮し、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

記

1 議会議員の議員報酬額等

(1) 報酬の額

議 長 月額 470,000円 (引上額 4,000円)

副議長 月額 408,000円 (引上額 4,000円)

議 員 月額 378,000円 (引上額 3,000円)

(2) 改定年月日

平成 29 年 4 月 1 日

2 市長、副市長及び教育長の給料額等

(1) 給料の額

市 長 月額 945,000円 (引上額 9,000円)

副市長 月額 728,000円 (引上額 7,000円)

教育長 月額 616,000円 (引上額 6,000円)

(2) 改定年月日等

平成 29 年 4 月 1 日。ただし、教育長にあっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により教育長が任命される日

